

名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業（以下「支援事業」という。）を利用することができる者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 0歳以上40歳未満の者
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅生活の支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の助成または給付（以下「助成等」という。）を受けることができない者

(在宅サービス利用料等の助成等)

第3条 支援事業の対象は、名古屋市介護保険制度において利用することができる在宅サービス等のうち、次の各号に定めるものとする。

- (1) 在宅サービス
 - ア 訪問介護
 - イ 訪問入浴介護
 - ウ 訪問看護
 - エ 訪問リハビリテーション
 - オ 居宅療養管理指導
 - カ 夜間対応型訪問介護
 - キ 生活援助型配食サービス
- (2) 福祉用具の貸与
 - ア 手すり
 - イ スロープ
 - ウ 歩行器
 - エ 歩行補助つえ

- オ 車いす
- カ 車いす付属品
- キ 特殊寝台
- ク 特殊寝台付属品
- ケ 床ずれ防止用具
- コ 体位変換器
- サ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- シ 自動排泄処理装置
- ス その他必要と認められるもの

（３）福祉用具の購入

- ア 腰掛便座
- イ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ウ 入浴補助用具
- エ 簡易浴槽
- オ 移動用リフトのつり具の部分
- カ その他必要と認められるもの

（４）住宅改修

- ア 手すりの取り付け
- イ 段差の解消
- ウ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- エ 引き戸等への扉の取り替え
- オ 洋式便器等への便器の取り替え
- カ その他同号のアからオに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

（５）在宅生活にかかる相談支援

- 2 前項第１号から第４号に掲げる在宅サービス等の利用にかかる経費の一部を助成するものとし、助成の額は、別表に定める上限額の範囲内で、利用にかかる経費の１００分の９０に相当する額とし、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、生活保護法による被保護世帯に属する者については、利用にかかる経費の全部を助成するものとする。また、他の制度により、前項第１号から第４号に掲げる在宅サービス等の利用にかかる経費の一部の助成等が受けられる場合で、当該制度による助成等適用後の自己負担額が本制度を適用した場合の自己負担額（上限額を超過したことによる自己負担額を含む。）を上回る場合、その差額を助成の額とする。
- 3 第１項第５号に掲げる支援の内容は、在宅サービス利用等にかかる相談、

サービス利用計画書の策定、事業者等とのサービス利用調整等とし、利用にかかる経費の全部を助成するものとする。

(サービス提供事業者等)

第4条 前条第1項第1号から第4号に掲げるサービスについては、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定特別給付事業者の指定を受けた事業者のうち、市長に名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業サービス提供事業者等届出書（第1号様式）を提出したもの（以下「サービス提供事業者等」という。）が実施するものとする。

2 サービスの内容及び費用の算出については、サービス提供時点での介護報酬に基づくものとする。

3 前条第1項第5号に掲げるサービスについては、名古屋市がん相談・情報サロン「ピアネット」において実施するものとする。

(申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）及び意見書（第3号様式）又は第2条第3号に該当することが確認できる書類を市長に提出しなければならない。

2 対象者が未成年者の場合は、保護者等法定代理人を申請者とする。

(医師の意見の聴取)

第6条 市長は、必要と認める場合には、申請者について医師の意見を求めることができるものとする。

(決定及び通知)

第7条 市長は、第5条に定める申請書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書（第4号様式。以下「決定通知書」という。）又は名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用不決定（変更不承認）通知書（第5号様式。以下「不決定（変更不承認）通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 利用資格の有効期間の始期は、申請のあった日とする。

(変更等の届出義務)

第8条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該

当したときは、名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用変更（廃止）申請書（第6号様式。以下「変更（廃止）申請書」という。）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- （1）住所等申請内容に変更が生じたとき
- （2）支援事業を利用する必要がなくなったとき
- （3）第2条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

（変更決定及び変更通知）

第9条 市長は、前条に定める変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、決定通知書（第4号様式）又は不決定（変更不承認）通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（利用の中止又は取消し）

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を中止し、又は取り消すことができるものとする。

- （1）疾病等により支援事業を行うことが困難であると認められるとき
 - （2）市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき
- 2 市長は、前項に定める支援事業の中止又は取消しをしたときは、名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業利用取消（中止）通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（サービスの利用）

第11条 申請者は、支援事業を適切に利用できるよう、サービス利用計画書を速やかに作成するものとする。

- 2 申請者は、サービス利用計画書に基づき、サービス提供事業者等へサービスの提供を依頼するものとする。
- 3 申請者は、前2項の実施にあたっては、第3条第1項第5号に掲げるサービスを利用することができるものとする。

（助成金の請求）

第12条 申請者は、自己負担分を除いたサービス利用料を月単位でまとめて、名古屋市若年がん患者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書（第8号様式）により、助成金を市長に請求するものとする。ただし、請求は一定期間分をまとめて行うことができるものとする。また、申請者は、助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、委任状（第8号様式の2）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者がサービスを利用した日から、利用料を請求しないまま2年を経過した場合は、その請求については効力を失うものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条第1項に定める請求があつたときは、内容を審査し、
適当と認められる場合に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付の取消し等)

第14条 市長は、不正な手段により助成金の交付を受けたものと認め
たときは、支援事業の利用を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させる
ものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項
は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、改正後の第2条第5号、第3
条第2項の規定及び第8号様式は、平成30年4月16日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の名古屋市若年者の在宅ターミナルケア支援事業実
施要綱に定める様式は、なお当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」と
いう。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後
の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみな
す。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、
新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表（サービス利用料の上限額）

区 分	上 限 額
第 3 条 第 1 項 第 1 ～ 2 号	1 月あたり 6 万円
第 3 条 第 1 項 第 3 号	1 年あたり 1 0 万円
第 3 条 第 1 項 第 4 号	2 0 万円